

「みんな まゆみちゃんの会」 会員規約

(名称)

第1条 この会は、「みんな まゆみちゃんの会(以下「本会」という。)」と称する。

(目的)

第2条 この会は、氏名の読みに「まゆみ」を含み、「みんな まゆみちゃんの会」会員規約(以下「本規約」という。)に同意した会員によって構成され、「全国まゆみちゃん交流プロジェクト(以下「本プロジェクト」という。)の推進と、本プロジェクトを通じた会員と本宮市との関係構築、本宮市の地域活性化、会員相互の情報交換及び本会の適正運営を行うことを目的とする。

(登録条件)

第3条 会員の登録条件は、氏名の読みに「まゆみ」を含む者で、以下の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 本規約を遵守すること
- (2) 第4条に規定する会員登録手続きを行うにあたり、必要となる全ての項目を正しく登録し、虚偽の記載や誤記、その他不正を行わないこと
- (3) 登録希望者が未成年者である場合は、事前に親権者等法定代理人の同意を得ており、その利用については親権者等法定代理人の同意と責任の下で登録を行うこと
- (4) 本会が求めた場合は、直ちに本人確認証明書又はその写しを本会に提示すること
- (5) 暴力団員(本宮市暴力団排除条例(平成24年本宮市条例第3号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。)でないこと

(会員登録)

第4条 会員登録手続きは、登録希望者が本規約に同意の上、所定の方法により行うものとする。

- 2 登録は、前項の規定による会員登録手続き後、本会において必要な審査及び手続きを行い、会員番号を付与した会員証の発送をもって完了とする。
- 3 前条に規定する条件を満たすことができない場合、又はその他本会による審査において、当該登録希望者の登録を不適切と認める事情が存する場合は、本会の判断により登録を認めない場合がある。この場合において、本会は当該登録希望者に対してその旨通知するものとする。
- 4 登録希望者の責めに帰すべき事由により、第1項に規定する会員登録手続きが行えない場合においては、当該手続きは行われていないものとみなす。

(会員番号の管理)

第5条 本会は、登録希望者からの会員登録手続き後、必要な審査及び手続きを行い、当該手続きが完了した順に会員番号を付与する。なお、第10条に規定する会員資格の喪失及び第11条に規定する会員退会手続きがなされた場合において、当該退会会員に付与した番号は、欠番とする。

- 2 会員は、本プロジェクトの範囲内においてのみ、本規約に従い、会員番号を利用する。
- 3 会員番号は、登録した本人のみが利用でき、複数人による共有はできないものとする。

- 4 会員は、自己の会員番号を、有償無償を問わず、第三者への譲渡、貸与、又は担保への提供等はできないものとする。
- 5 会員は、会員番号の第三者への漏えいや第三者による不正使用を認めた場合、直ちに本会事務局に対し、その旨を連絡するものとする。本会事務局は、会員に代わり、当該会員番号等の利用停止、及びその他必要な措置を講ずるものとする。

(会員の役割等)

第6条 会員は、可能な範囲で次の各号の役割を担うものとする。

- (1) 本宮市が発信する情報及び本プロジェクトにおいて発信、共有される情報を確認し、会員が日常的に利用する可能な限りの手段をもって情報を広めること。
- (2) 会員相互の情報交換をもって、本宮市の地域活性化に寄与すること。
- (3) 本宮市が実施する各事業及び本プロジェクトにおいて実施する各個別プロジェクトに参加すること。

(会員の義務等)

第7条 会員は、本会から付与された会員証を自己の責任で管理するものとし、会員の責めに帰すべき事由により会員証に損害が生じた場合は、本会は一切の責任を負わないものとする。

- 2 会員は、本会から付与された会員証を第三者に貸与、転売、譲渡、名義変更等してはならないものとする。
- 3 会員は、会員証を紛失又は再利用不可能な状態に破損した場合、速やかに本会事務局に対し、その旨を連絡した上で、本会が別に定める方法により会員証再発行の手続きを行うものとする。なお、再発行の回数は、会員1人につき原則1回を限度とする。
- 4 会員は、会員登録手続き時に登録した住所、電話番号等の会員情報に変更が生じた場合は、速やかに本会事務局に届け出るものとし、本会が別に定める方法により変更手続きを行うものとする。
- 5 前項の規定による届け出を行わなかったことにより、会員に不利益が生じた場合は、本会は一切の責任を負わないものとする。

(会員の禁止事項)

第8条 会員は、次の各号に規定する行為をすることを禁じる。

- (1) 本規約に反する行為
- (2) 本会及び本プロジェクトを不正な手段又は不正な目的で利用する行為
- (3) 法令等、公序良俗及び一般常識に反する行為
- (4) 政治活動又は宗教活動を目的とする行為
- (5) 本会及び本プロジェクトの名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為
- (6) 本会及び本プロジェクト名を冒用し、又は本会及び本プロジェクトと偽って商業活動をする行為
- (7) 自己の会員証及び会員番号等を第三者に利用させる行為
- (8) 会員資格の貸与、転売、譲渡、名義変更行為、架空名義の使用行為、他人の名義、住所、電話番号等を借用する行為
- (9) 本会及び他の会員に対する批判、誹謗中傷、脅迫及びいやがらせ等の行為並びに不利益、損害及び不快感等を与える行為

(10) その他、本会会員としての品位を欠き、本会が不適切と判断する行為

- 2 前項に規定する行為により、本会又はその他第三者が損害を被った場合、当該行為を行った会員はこれを賠償するものとする。

(利用上の責任)

第9条 会員が、本プロジェクトに関連して第三者に損害を与えた場合、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、当該会員の責任と費用で解決するものとする。

- 2 会員が、故意又は過失により、本プロジェクトに関連して、本会又は他の会員に損害を与えた場合は、当該会員はこれを賠償するものとする。
- 3 会員は、自己の責任と費用において、本プロジェクトに参加するための通信環境、設定等の一切の準備を行うものとする。また、本プロジェクト参加に係る一切の通信料、接続料等は会員が自己の費用と責任において負担するものとする。
- 4 本会は、会員の利用環境との互換性を確保するために、設備、システム又はソフトウェアの改造、変更、追加等を行う義務を負わないものとする。
- 5 会員は、本プロジェクトへの参加にあたり推奨する通信環境、ソフトウェア等が備えられていない場合、本プロジェクトへの参加に支障をきたす恐れがあることを了解しているものとみなす。

(会員資格の損失)

第10条 会員は、次の各号に規定する事項を行った場合、会員資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡した場合
- (2) 第8条第1項各号に規定する行為を行った場合
- (3) 故意又は重大な過失により、本会、他の会員又はその他第三者に損害を与えた場合
- (4) その他会員としてふさわしくない行為があったと本会が認めた場合

(退会)

第11条 会員は、本会の退会を希望する場合は、本会が別に定める方法により、本会事務局に対し退会の申し出を行うものとする。

(適用範囲)

第12条 本規約は、本会と会員との間において、本会への会員登録及び本プロジェクトに関する一切の場合に適用される。

- 2 会員は、第4条に規定する会員登録手続きを行った時点で、本規約に同意したものとみなす。
- 3 本会においては、本規約に加え、本プロジェクトにおいて必要な個別の取り決め(以下「個別規約」という。)を定めることができる。この場合において、本規約と個別規約との間に異なる規定がある場合は、個別規約を優先して適用する。

(規約等の変更)

第13条 本規約について変更、追加、修正、削除等(以下「変更等」という。)の必要が生じた場合は、本会は、第2条に規定する目的に反しない範囲において、合理的かつ相当な範囲で本規約の変更等を行うことができる。

- 2 本規約の変更等の際し、本会は会員に対し、相当期間前までに第14条に規定する方法により、変更等の内容及び変更等の後の本規約の効力発生時期を通知した上で、変更等の後の本規約を適用するものとする。

- 3 本会から本規約の変更等の通知があった場合、会員は当該通知があったことを知った日の翌日から起算して3か月が経過する日までの間において、本規約の変更等に対する不服を申し立てることができる。

(通知)

第14条 本会は、会員に対し、本プロジェクトウェブサイト、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(以下「SNS」という。)、及びその他本会が適切と認める方法により、本プロジェクト実施に関し必要な情報を通知する。

- 2 前項に規定する通知が、本プロジェクトサイト及びSNSへの掲載をもって行われる場合は、当該通知が表示され、会員において閲覧し得る状態となった時点をもって当該通知が完了したものとみなす。なお、その他本会が適切と認める方法によって行われる場合は、当該通知がなされた時点をもって、当該通知が完了したものとみなす。

- 3 本会が前2項に規定する通知を行った場合において、会員の責めに帰すべき事由により、通知の表示等がなされなかった場合においては、当該通知が完了したものとみなす。

(免責事項)

第15条 本プロジェクトの内容及び会員が本プロジェクトを通じて得る情報等について、その正確性、完全性、有用性、最新性、適切性、確実性、動作性等、その内容について何ら法的保証をするものではない。

- 2 本プロジェクトで知り得た情報を利用することで発生した紛争や損害に対し、本会は責任を負わないものとする。

(個人情報の取扱い)

第16条 本プロジェクト実施に関して、本会が収集した個人情報は、本宮市個人情報保護条例(平成19年本宮市条例第13号)に従って取扱うものとする。

(著作権・知的財産権)

第17条 本会及び本プロジェクトにおいて発信するコンテンツ等に係る著作権、商標権等全ての知的財産権は、本会又はコンテンツ等提供者に帰属するものとする。

- 2 知的財産権に関する問題が生じた場合は、会員の費用及び責任において、その問題を解決するものとする。

(本プロジェクトの中止、変更等)

第18条 本会は、天災等その他やむを得ない事由により本プロジェクトの実施が困難となった場合は、本プロジェクトの全部又は一部を中止又は変更できるものとする。

(準拠法)

第19条 本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては日本国法を提供する。

(事務局)

第20条 本会及び本プロジェクトの事務局を下記のとおり設置する。

「みんな まゆみちゃんの会」・「全国まゆみちゃん交流プロジェクト」事務局

所 在 福島県本宮市本宮字万世212番地(本宮市総務政策部政策推進課 内)

電 話 0243-33-1111

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日、年末年始を除く)

(補足)

第21条 本規約に定めのない事項は、本会が別に定める。

附 則

この規約は、令和 2 年 12 月 4 日から施行する。